

公告第 425 号

令和 8 年 1 月 26 日  
東淀川健康保険組合  
理事長 音頭 克郎

## 令和 8 年度 任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)について

健康保険法第 47 条第 2 項に規定する令和 7 年 9 月 30 日における当組合の全被保険者の報酬月額を平均した額 389,522 円を任意継続被保険者の報酬月額とみなした時の標準報酬月額は下記の通りであるので公告します。

記

### ◆ 任意継続被保険者の標準報酬月額(上限)

26 等級 380,000 円

### ◆ 上記 標準報酬月額の適用期間

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

以上